

玉長第1287号
令和3年3月22日

玉野市地域包括支援センター 御中
総合事業サービス提供事業所 御中

玉野市長寿介護課長
(公印省略)

要支援者の訪問、通所サービスの利用促進について（通知）

平素より、本市介護保険事業にご尽力をいただいております。感謝申し上げます。

さて、総合事業につきましては、平成29年度から開始し、4年が経過するところですが、総合事業開始前と第7期計画期間中(現在)の訪問、通所サービス利用状況を調査したところ、現在のサービス利用者数の落ち込みが大きく、県内他市と比較してサービス利用状況が低調であったことから、令和3年度からの第8期介護保険事業計画の策定に合わせ、この度、以下のとおり、総合事業の大幅な見直しを行うこととしました。

1 サービス利用基準の見直しと個別ケース会議の廃止

さらなる利用促進を目的として、個別ケース会議を廃止するとともに、従前相当サービスの利用基準を見直しし、身体介護の要・不要を基準として従前相当サービスと緩和型サービスを振り分けます。

2 介護報酬の改定（緩和型サービス）

緩和型サービスの介護報酬については、サービス事業所による介護サービスの提供意欲を高め、持続した事業実施と雇用の確保が可能となるよう、従前相当サービスの報酬のおおむね90%の割合とし、県内他市を含めた他自治体と比較して上位水準となるように設定します。

3 緩和型サービスの指定基準

- ① 所定の研修を受講した者であれば有資格者でなくともサービス提供を可能とする。
- ② 提供サービスの標準時間を短縮する

以上より、サービス事業所の新規参入や安定した事業継続を促進するとともに、介護人材のすそ野を広げる仕組みをつくりまします。

これらの改定については、昨年11月に実施したサービス提供事業所等の説明会後のアンケート結果からも一定の評価を得ていたところであり、これまで総合事業に未参入であった市内サービス事業者から、従前相当サービス及び緩和型サービスの新規登録を相次いで受け付けているところです。

地域包括支援センターとサービス提供事業者におかれましては、互いに密接に連携を図り、要支援者に必要な訪問、通所サービスが漏れなく提供できるよう、体制の充実に努めていただきますようお願いいたします。